

鳩山町子ども読書活動推進計画（素案） に関する意見を募集します



鳩山町教育委員会では、こどもたちが一人ひとりの発達段階にあった読書活動ができるようにすることを目的とした「鳩山町子ども読書活動推進計画」の策定を進めています。

この計画の策定にあたり、町民の皆さまからの声を反映させるため、素案（特に第3章および第4章に関するもの）に関するご意見などを募集します。

■閲覧・貸出先

町立図書館、役場教育委員会事務局、役場東出張所（町ホームページでも閲覧できます。）

■対象者 町内に在住・在勤・在学の方、その他原案に関して利害関係を有する方

■募集方法

ご意見等を文書にまとめ、直接持参（各施設の閉庁・

閉館日を除く）、郵送（期限内必着）、メール、電子申請でご提出ください。様式は自由ですが、住所、名前、電話番号は必ず明記してください。在勤の方は会社名と所在地、在学の方は学校名と所在地を明記してください。利害関係を有する方は、利害内容を必ず明記してください。

※いただいたご意見等に対する回答は、後日ホームページへの掲載等により行います。（個別の回答は致しませんので、ご了承ください。）

■募集期間 12月19日（金）～令和8年1月23日（金）

■問合せ 〒350-0313 鳩山町松ヶ丘 3-19-1 鳩山町立図書館 ☎ 296-5660

メール：h5660@town.hatoyama.lg.jp

医療機関等におけるスマートフォンでの マイナ保険証の利用を開始しました！



9月19日より、利用環境が整った医療機関・薬局において、順次スマートフォンでのマイナ保険証によるオンライン資格確認が開始されました、これにより、実物のマイナンバーカードだけでなく、スマートフォンでも保険診療を受けることが可能になります。

スマートフォンでマイナンバーカード機能が追加されることで、実物のマイナンバーカードを読み取ることなくマイナポータルへのログインを簡単に行えるようになり、自身の過去の医療情報の把握や管理が容易になります。

また、スマートフォンでもマイナ保険証として利用できるようにすることで、医療機関の窓口でのカードを取り出すことなく、スマートフォン1台で受付ができるため、

患者の利便性の向上にもつながるほか、医療機関等の窓口での受付がスムーズになることも期待されます。

なお、利用者にとってスマートフォンへのマイナンバーカードの追加は任意であり、スマートフォンにマイナンバーカードを追加した場合でも、実物のマイナンバーカードは引き続きマイナ保険証として医療機関でご利用いただけます。

医療機関等でスマートフォンをマイナ保険証として利用するには、対象機種の確認とマイナ保険証の利用登録に加え、事前準備が必要となります。事前準備につきましては、二次元コードからご確認ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



マイナンバーカード取得と電子証明書に関する手続き受付中！



町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、マイナンバーカードや電子証明書に関する手続きを行っています。

お手続きには事前予約が必要です。ご希望の方は、臨時開庁予定日の4日前までに町民健康課へお電話で予約をお願いします。ご予約の際には、ご希望の時間帯（午前中のみ）とお手続き内容をお伝えください。

正面玄関が閉まっておりますので、来庁時には職員通用口（正面玄関向かって右側）からお入りください。

◆12月～令和8年2月 休日臨時開庁日

■日時 12月7日（日）、令和8年1月10日（土）、2月8日（日）午前9時～正午

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

※予約があった日（予約のあった時間帯）のみ開庁します。原則として、当日受付は行っておりませんので、ご注意ください。

Topics

トピックス



こども医療費支給制度・ひとり親家庭等医療費支給制度・ 重度心身障害者医療費支給制度 について

次の3医療費制度は、保険外費用（健康診断、予防接種、薬の容器代、入院時の差額ベッド代等）や学校等でのけがなどにより災害給付金（スポーツ共済）が支給される場合は支給対象外となります。また、加入されている健康保険組合等からの附加給付金や高額療養費が支給される場合は、その額を控除して支給します。

埼玉県内の医療機関で受診された場合、資格確認書等と受給資格証を提示することにより、窓口での支払いが不要となります。ただし、一部負担金が同一医療機関で月額2万1,000円以上かかる場合や、窓口払い不要対象外の医療機関で受診される場合には、窓口払いが必要となりますので、受診医療機関にご確認ください。

【こども医療費支給制度】

お子さんが医療機関等で受診した場合に、保険診療による一部負担金を支給します。ただし、健康保険組合等から支給される高額療養費や附加給付金、他の法令等による給付がある場合は、その額を控除して支給します。

■対象 高校修了前まで（18歳到達後最初の年度末まで）の各種健康保険制度に加入しているお子さん

【ひとり親家庭等医療費支給制度】

ひとり親家庭（母子・父子）等の皆さんが、医療機関等で受診した場合に、保険診療による一部負担金を助成する制度です。

■対象 ひとり親家庭もしくは両親のどちらかに一定以上の障がいがある家庭、もしくは両親がいいため親に代わって、そのこどもを育てている養育者家庭等とこども（こどもに障がいがある場合は20歳まで）

※児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。

【重度心身障害者医療費支給制度】

心身に重度の障がいのある方が、医療機関等で受診した際の医療費の一部負担金を助成する制度です。

■対象 身体障害者手帳1級から3級、4級（一部）所持者、療育手帳（A、B所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、65歳以上で後期高齢者医療制度の障がい認定を受けた方

※支給について所得制限があります。また、65歳以上で新たに重度心身障がい者となった方は助成の対象となりません。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



適正受診のご協力及びジェネリックの利用をご検討ください

今後も制度の運営を維持するため、皆さんのご協力をお願いします。

◆緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう。

◆同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、同じ検査を繰り返すなど、医療費の無駄となります。安心して相談できる「かかりつけ医」をもちましょう。

◆ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう。ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で製造された薬のことで、ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性は、新薬と同等であると厚生労働省が認めています。（すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。かかりつけ医師や薬剤師にご相談ください。）ジェネリック医薬品を使用することにより、一人ひとりの自己負担や医療保険財政の改善、医療費抑制につながり、医療費支給制度の負担軽減につながります。この機会に、かかりつけ医師や薬剤師にご相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



令和 7 年度さわやか健康教室および 健康づくりサポーター養成講座の参加者募集！

いつまでも健康でいきいきと過ごすための三本柱の「栄養・運動・社会参加」のポイントをわかりやすく学ぶことができる教室です。今年度は健康づくりサポーター養成講座と併せて開催します。ぜひご参加下さい。

※この教室は、町地域包括支援センターと鳩山町健康づくりサポーターの会との協働のもと開催します。

■対象者 町内在住の 65 歳以上の方

■場所 町地域包括ケアセンター 地域の交流スペース

※実施内容及び日時については表のとおり

■参加費 無料

■参加申込 12 月 12 日（金）～ 12 月 23 日（火）
電話で申し込みをお願いします。

■定員 15 人（新規参加者を優先）

■その他 申込者には参加申込書、教室のプログラム等送付します。3 回以上出席された方に修了証書をお渡しします。本教室は健康づくりサポーター養成講座を兼ねており、修了者は健康づくりサポーターとして活動することができます。

■申込先・問合せ 町地域包括支援センター

☎ 296-7700

日時・会場		内容	講師
①	令和 8 年 1 月 16 日（金） 午後 2 時～ 4 時	オリエンテーション等	町職員 健康づくりサポーターの会
		「フレイルに負けない身体づくり～運動編①～」 フレイル予防の運動講座・実技・脳トレ	健康運動指導士 藤縄あゆみ氏
②	1 月 20 日（火） 午前 10 時～正午	今日から始める、体力アップ！自宅でする簡単体操	健康づくりサポーターの会
		「フレイルに負けない身体づくり～栄養編～」 講座とグループワーク	管理栄養士（町職員）
③	1 月 23 日（金） 午前 10 時～正午	「フレイルに負けない身体づくり～運動編②～」 基本のストレッチ等実技	パーソナルトレーナー 小山 雅弘氏
④	1 月 27 日（火） 午前 10 時～正午	「フレイルに負けない身体づくり～運動編③～」 基本の筋トレ等実技	パーソナルトレーナー 小山 雅弘氏
⑤	1 月 30 日（金） 午後 2 時～ 4 時	今日から始める、体力アップ！自宅でする簡単体操	健康づくりサポーターの会
		「フレイルに負けない身体づくり～つながり編～」 講座とグループワーク	生活支援コーディネーター ニュータウンふくしプラザ村岡相談員 （社会福祉協議会） 町職員
		修了式	町職員



令和 7 年度 認知症検診について

町では、県の「認知症検診事業」の助成を受け、認知症について理解を深めるとともに、認知症の早期発見及び状況に応じた適切な治療につなげることを目的として、認知症検診を実施しています。

今年度対象となる方は次の方です。この機会に、認知症検診をお受けいただき、今後の健康づくりに活かしていただきますようお知らせします。

■対象者 下記に該当する方で、検診日に鳩山町に住民票がある方

70 歳：昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日

75 歳：昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日

※すでに認知症診断をされている方は対象外です。

■実施期間 12 月 25 日（木）まで

■問合せ 町地域包括支援センター ☎ 296-7700



大好評開催中！

鳩っこイングリッシュリトミック教室



外国人インストラクターと一緒に、英語の歌に合わせて歌ったり、体を動かして踊ったり、一緒に楽しいひと時を過ごしましょう。12 月 22 日（月）はクリスマスイベントを開催します！ぜひご参加ください。

■対象 町内に住む 0 歳から就学前の子と保護者

■時間 午前 9 時 45 分受付、10 時から開始（45 分程度）

■費用 無料

■場所 町立鳩山幼稚園（鳩山町赤沼 1730-1）

■申込・問合せ 二次元コードの参加フォームからお申込みいただくか、町立鳩山幼稚園（☎ 296-0592）へ直接お申込みください。

1 度の申込みで全ての回に参加いただけます。詳細は幼稚園ホームページをご覧ください。

日程	時間
12 月 1 日（月）	午前 10 時～（45 分程度）
22 日（月）	
令和 8 年 1 月 16 日（金）	



◀ 9 月 26 日のイングリッシュリトミック教室の様子



総務省デジタル活用支援推進事業 『スマホ講習会』を開催します

スマホによる行政手続方法などを学ぶ講習会です。実際に体験しながら一緒に学びませんか？

■対象 町内在住、在勤の人※年齢制限はありません

■定員 各回 10 人（先着順）

■料金 無料

■講師 総務省指定の研修受講者

■申込・問合せ 電話で申込。名前・住所・電話番号・希望の講座をお伝えください。改めて実施会社より、受講確認のご連絡をさしあげます。

※平日午前 10 時～午後 5 時の間受付。定員になり次第受付を終了します。役場政策財政課 ☎ 296-1212

■実施会社 NPO 法人デジタルフォロー

日付・場所	時間	内容
12 月 4 日（木） 町立図書館 視聴覚室	午後 1 時～ 2 時	①マイナポータルを活用しよう
	午後 2 時～ 3 時	②スマートフォンでマイナンバーカードを申請しよう
	午後 3 時～ 4 時	③スマートフォンで確定申告（e-Tax）をしよう
12 月 11 日（木） 役場 301 会議室	午後 1 時～ 2 時	④マイナポータルを活用しよう
	午後 2 時～ 3 時	⑤スマートフォンでマイナンバーカードを申請しよう
	午後 3 時～ 4 時	⑥スマートフォンで確定申告（e-Tax）をしよう



「地域に貢献する仕事をしたい！」皆さまへ 令和 8 年 4 月 1 日採用の鳩山町職員を追加募集します！

募集職種	採用予定人員	受験資格
一般事務職	若干名	平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた方
一般事務職 (障がい者対象)	若干名	次の要件のすべてを満たしている方 ①平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ②身体障害者手帳、養育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 ③活字印刷文による筆記試験に対応できる方

※地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

- 採用(入庁)日 令和 8 年 4 月 1 日
- 受付期間 令和 7 年 12 月 31 日(水)まで
- 申込方法 電子申請での申し込みを原則とします。
- 【第 1 次試験(SPI 3)】
- 日程 令和 7 年 11 月 25 日(火)～令和 8 年 1 月 14 日(水) (全国の指定会場またはオンライン受験)
- 【第 2 次試験(第 1 次試験合格者・面接)】
- 日程 令和 8 年 1 月 23 日(金)

- 場所 鳩山町役場
- ※日時、場所は都合により変更する場合があります。
- 問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214
- ※詳細は、鳩山町ホームページ掲載の採用案内をご覧ください。(「鳩山町 職員採用」で検索)

採用案内は
こちらから▶



食品ロス削減へご協力をお願いします！

食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品を、「食品ロス」と言います。日本では年間 464 万トン(令和 5 年度推計値)も発生しております。国民一人当たりで考えると、毎日約 102g(おにぎり約 1 個分)、年間約 37kg の食品を捨てる計算です。食品ロスの約半数は家庭から出ているため、皆さま一人ひとりが食品ロスを出さないライフスタイルを実践していただくことが大切です。

- また、埼玉県では、以下の 3 つの取組で食品ロスを減らす「食べきり SaiTaMa 大作戦」を展開しております。
1. 食品ロスを出さないライフスタイルを実践する食べきりスタイル
 2. 食べ残しの多い宴会で締めの前 15 分間で残った食

- 事を食べきる食べきりタイム
3. 外食店舗で小盛りの設定や食材使い切りレシピなどで食品ロスを減らす食べきりメニュー

■家庭での取組

- ①買い物前に、食材をチェック
- ②必要な分だけを買う
- ③期限表示を知って、賢く買う
- ④適切に保存する
- ⑤食材を上手に使い切る
- ⑥食べきれぬ量を作る

年末年始が近づき、会食や食品の買い物の機会も増えるこの時期に、ぜひ食品ロスの削減について考えてみてください。

- 問合せ 役場地域創生環境課 ☎ 296-5894

12 月 1 日
～ 14 日は
運動週間

「冬の交通事故防止運動」にご協力を ～人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県～(令和 7 年スローガン)



町では、「冬の交通事故防止運動」として、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、町民自身による交通環境や意識の改善に向けた取り組みを推進し、交通事故防止の徹底を目指します。

- 実施期間 12 月 1 日(月)～14 日(日)(14 日間)
- 統一行動日
- 【12 月 5 日(金)】 飲酒運転根絶の日
- 【12 月 10 日(水)】 交通事故死ゼロを目指す日・自転車の交通事故防止の日

■重点目標

【鳩山町内】

- ①夕暮れ時、早めのライト点灯
- ②交差点における交通事故防止
- ③自転車利用者の運転マナーの向上

【埼玉県内】

- ①自転車の交通ルールの遵守(交通反則通告制度導入の周知)
- ②自転車乗車時のヘルメット着用促進
- ③高齢者の交通事故防止
- ④飲酒運転の根絶

- 問合せ 役場地域創生環境課 ☎ 296-5894



令和 7 年度 高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種について

- 対象 町内に住所があり、過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがない方で、次の①、②いずれかに該当する方
- ①接種日において 65 歳の方(誕生日の前日から接種可能です)
- ② 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

※過去に 23 価肺炎球菌ポリサッカライドワクチンを接種したことがある方は 対象外です

- 接種期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで

- 接種回数 1 回

- 接種費用 自己負担 5,000 円

※生活保護受給者の方は無料

■接種方法 対象者で接種を希望する方は、保健センターへご連絡ください。町における過去の接種歴等を確認後、ご案内いたします。

- 問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

带状疱疹ワクチン任意接種費用助成の終了について

令和 6 年度に開始した、50 歳以上の方への带状疱疹ワクチン任意接種費用助成は、令和 8 年 3 月 31 日をもって終了いたします。令和 8 年度以降は、下記の方を対象とする定期接種のみとなりますので、ご注意ください。

■定期接種対象者

町内に住所があり、次の①、②及び③のいずれかに該当する方

- ①年度内に 65 歳を迎える方
- ② 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓または呼

吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

- ③年度内に 70、75、80、85、90、95、100 歳(※)となる方

※令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の経過措置

- 問合せ 町保健センター ☎ 296-2530